

平成 14 年度一般会計の実質収支見込みと繰上充用について

平成 15 年 6 月 5 日
 総務部 財政課
 (2 2 3) 2 0 7 8

1 平成 14 年度一般会計の実質収支見込みについて

平成 14 年度の歳入歳出決算額の見込みは、次のとおりであり、実質収支は、約 8.2 億円の赤字となる見込みです。

○平成 14 年度一般会計収支の状況 (単位：百万円)

区 分	金 額
歳入総額 A	1,697,638
歳出総額 B	1,698,496
歳入歳出差引額 C = A - B	858
翌年度への繰越事業充当財源 D	7,376
実質収支 E = C - D	8,234
前年度実質収支	1,905

(注) 実質収支が赤字となるのは、昭和 31 年度以来 46 年ぶりです。

2 平成 15 年度予算の繰上充用について

平成 14 年度の赤字については、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 15 年度の歳入を繰り上げて補てんすることになるため、5 月 30 日付けで平成 15 年度補正予算を専決処分いたしました。

○平成 15 年度一般会計補正予算 (5 月 30 日専決処分) の概要

(歳入予算の補正)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
14 諸収入	7 雑入	6,709,036	8,234,000	14,943,036
歳入合計		1,650,491,527	8,234,000	1,658,725,527

(歳出予算の補正)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
16 繰上充用金	1 繰上充用金		8,234,000	8,234,000
歳出合計		1,650,491,527	8,234,000	1,658,725,527

(参 考)

繰上充用.....会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。(地方自治法施行令第 166 条の 2)